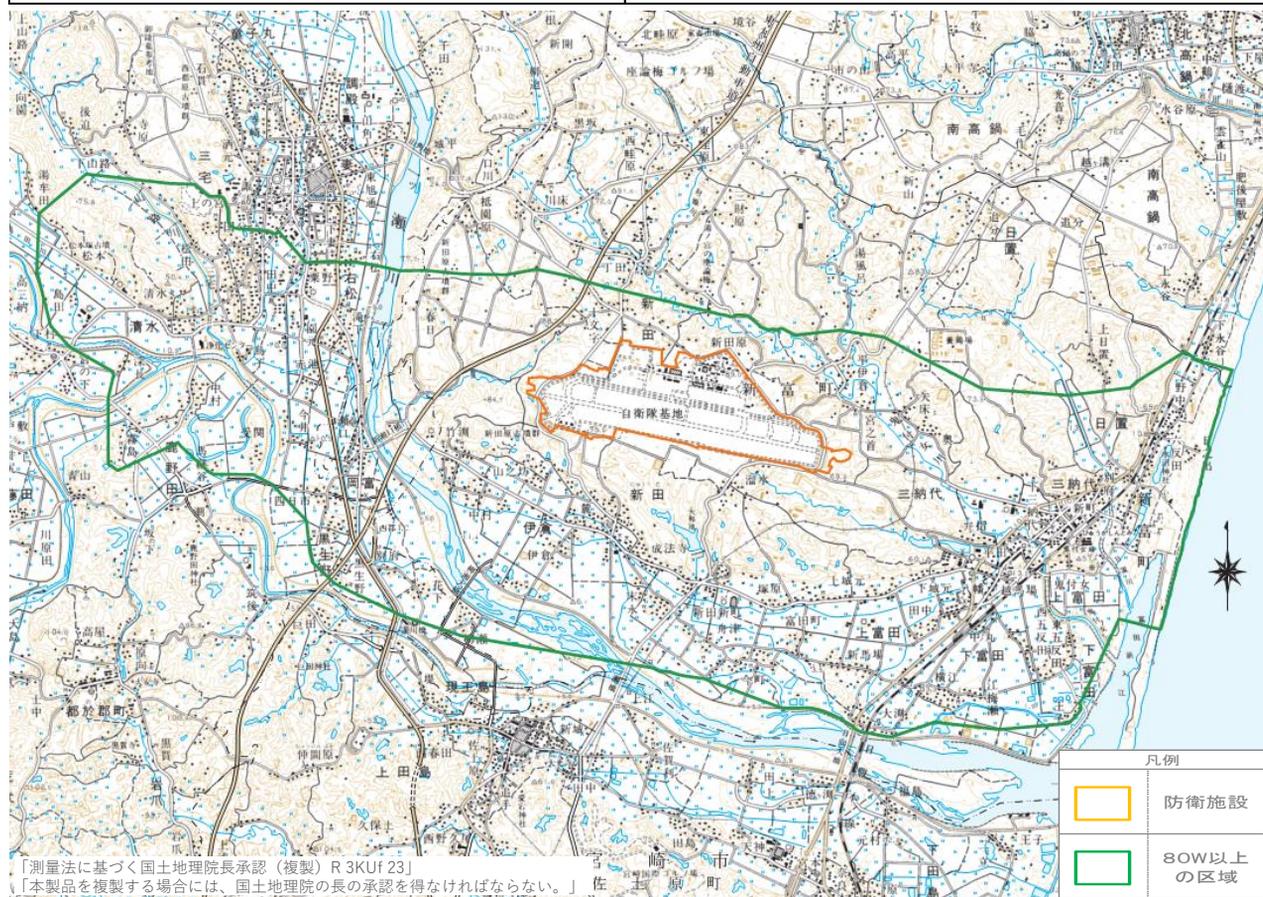


新田原飛行場に係る告示後住宅の住宅防音工事について

○ 対象となる住宅

対象となる区域	対象となる住宅
新田原飛行場に係る第一種区域における80 WECPNL以上の区域として、以下に示す区域	平成5年7月2日 から 平成15年8月29日 まで に建築された住宅



〔測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3KUf23〕

〔本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。〕佐々木町

※上記(対象となる区域)の詳細図は、宮崎防衛事務所で閲覧できます。
又は、末尾のお問い合わせ先までご連絡下さい。

○ 住宅防音工事を希望される方について

住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届(告示後住宅)」に必要事項を記入し、九州防衛局へ郵送してください。

なお、ご質問などございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

○ 住宅防音工事希望届について

九州防衛局のホームページ

(https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/jyutaku_bouon/kiboutodoke/index.htm) からダウンロードできるほか、新富町役場(基地対策課)、西都市役所(危機管理課)の窓口に備え置いてあります。

【問い合わせ先】九州防衛局企画部防音対策課
TEL 092-483-8824